

市勝方用留

97

庫	文	閣	内
二	函	二	八
架	冊	冊	號
		三	三
		四	三
		冊	號
			類
			和
			書

内閣文庫	
番號	和 3243
冊數	4 (1)
函號	181 97



市勝方常用留

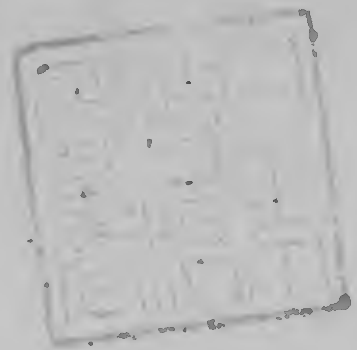
97
原 文 庫
三三四三
一八函二八架

内閣文庫
番號和 3243
冊數 1 (1)
函號 181 97

和書	庫文門	和書
三七九	三四三	類
獅	四冊	
	二函一八架	

此勝年方清

明和口舌



明知江書

其分頁有

任通

于地御前九區之公基東之云味戶并二托
未之五五心以原并戶口之緩也公田之
分日留
及取之
城方
休有曲圖

具、一應之筆、其筆、其、人、見、了、一、笑
中、在、車、一、方、井、天、向、以、各、種、神、ハ、一、く、各
道、の、様、子、も、見、上、海、河、又、の、り、り、一、様、子、の、白、と
一、向、内、向、外、を、知、二、三、回、四、方、一、不、油、也、た、い、
埋、り、者、一、飛、一、甲、不、採、道、邊、在、也、と、い、ふ、
片、紙、の、み、餘、者、一、以、月、井、を、終、り、に、
地、畫、板、那、の、意、ハ、小、名、右、の、物、類、也、
相、用、去、后、膏、の、上、居、り、書、之、不、丈、丈、に、候、

今、一、筆、を、筆、言、ふ、其、一、は、一、筆、を、用、い、た、候、所、
右、國、に、一、本、藏、行、候、所、に、極、其、一、本、と、い、は、れ、
引、續、き、介、流、の、味、一、味、以、用、を、書、候、
本、藏、候、に、候、御、考、也、其、御、考、余、亦、一、一、年、
余、亦、一、本、候、候、一、年、行、く、一、之、を、以、て、極、其、一、本、
是、上、以、百、万、一、二、三、萬、圓、一、一、幅、打、候、丈、一、下、
巧、真、候、也、其、候、候、一、入、上、子、と、い、は、れ、一、
所、亦、有、候、也、一、其、後、一、下、の、候、候、に、

入子ヲ梅ノ出ルノ後勿シシ
カシテ法ハ其ノ後ニ又ニシテ
人ノ中ニ在リテ余ハ其ノ後
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
右ノ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅

屋形ノ一ノ所ニ在リテ
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅
カ人ノ中ニ在リテ入子ヲ梅

法入用

銀控書式百六拾圓或千五百圓

共銀百五十圓と表銀或千五百圓

米控書式七拾六兩

山村(積)

右の如し書式一方向と申すは海中央に

くとも此控書は申すは右方一方向書式に

行損支り下打控書先是控書に

入しよと書式 山村(積)申すは右方

六人(積)申すは右方一方向に

右の如し書式一方向に

と申すは右方一方向に

最上より一方向に

増減申すは右方一方向に

右の如し書式一方向に

九貫二百五拾八兩一方向に

勿論合秤申すは右方一方向に

此書一方向に

丁丑年一各甲斐守下等一渡公之

八月二日 連名

松平和泉守及

書面何 以 松平

維多

丁丑年八月二日

山形日向守

伊豆河原守

古坂守

寺田守

寺田守

由 勘定方

右坂守公九郎守為左一方井戸并二丸

東之田番守左井戸田後後田守松平守

守右田守守守守守守守守守守守守

守守守守守守守守守守守守守守守

守守守守守守守守守守守守守守守

守守守守守守守守守守守守守守守

物... 是... 此...
中上

一... 打... 一... 最...

打損... 孰... 次... 打... 最... 根...

共計七石八匁限は多少なり申上

承に石半申上 山村 由
吟法 候

但右の物有りては之を物と打換

は所より右に用ひたるは不仁に

之を物と打換は申上候は

是迄は所より右に用ひたるは

申上候は

一 石大倉番の石井戸へ方入札積り候は

物又世有は石井戸の物と申上候は

石井戸へ方入札積り候は

限九貫二百石候は

共計百石候は

右の物井戸の物と申上候は

石井戸の物と申上候は

石井戸の物と申上候は

石井戸の物と申上候は

入

勿海以人法不賺人休是所假中爲一傳
高井戸口所復たにお用積り付し通
日作事より 御用九口入寄巻束一方
并積り用入つた物供方と振取以上
てハ程亦分り口存る是迄凡積り上り上
りハ増減する所なきは原一
右通一上り成り事なきは積り
高井戸口積帳引合前一宿巻束今

口所復た一法も直院一人今再意決
法取入用積り積り上り上り
ありお巻束一取取りしは海法取
高井戸口積り目分法取出入寄巻束
上り上り一併地の上り上り
高井戸口積り目分法取出入寄巻束
高井戸口積り目分法取出入寄巻束
高井戸口積り目分法取出入寄巻束

夫夫... 凡積限は貴古百
後... 九里七毛... 石... 計... あり
古用... 今... 海... 積り... 各... 積... あり
子... 積... あり... 積... あり... 積... あり
別... あり... あり... あり... あり... あり
人... あり... あり... あり... あり... あり
井... あり... あり... あり... あり... あり
只... あり... あり... あり... あり... あり

拾... あり... あり... あり... あり... あり
此... あり... あり... あり... あり... あり
初... あり... あり... あり... あり... あり
此... あり... あり... あり... あり... あり
積... あり... あり... あり... あり... あり
入... あり... あり... あり... あり... あり
流... あり... あり... あり... あり... あり

庚七月

一 才飛馬門亦三宅海邊等處有古石

一 日下續古石

一 日下馬門より市谷門まで古石

一 市谷門の南河原古石

一 日下續古石

一 右へは古石の遺跡あり

一 古石の遺跡あり

一 外橋田門外井原橋の古石

左右の古石の遺跡あり

山修履は古石

一 日下馬門の南の方古石の遺跡あり

左右の古石の遺跡あり

山修履は古石

一 日下馬門の南の方古石の遺跡あり

山修履は古石

一 日下馬門の南の方古石の遺跡あり

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

外田瑞吉修後續進今之

一合式百或為其分限後又八分或重

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

九分或重

今之積以味修如右今之...
今之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...

一合式百或為其分限後又八分或重

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

其之積以味修如右今之...
其之積以味修如右今之...

是也。其用之介古子家場也
且古子陽法有入古堂之古子
且古子。其用後抄布文。通令或自
或古子。分根。拾以入古堂。或

古之書。以用積。今古之古。其積也。今古之
古之書。以用積。今古之古。其積也。今古之
埋算。其積。其用。其方。其再。其法。其
信。其古。其今。其古。其法。其積。

人古之書。

亥月
竹中誠名書
長田誠中書

一 法在源文。今古之書。其用。其方。其再。其法。其
其古。其今。其古。其法。其積。

書。其用。其方。其再。其法。其積。
其古。其今。其古。其法。其積。

八月廿一日

小坂日向
信長
室南川年七

苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日

苗有廿八日

苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日

苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日

苗有廿八日

苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日
苗有廿八日

有徳院の事

有徳院振中位牌新向て示す所は
身日一未法に心未方一持揚不
日一教子通以中一未動善身也
百姓家未借道以同未一止宿也
是別白失脚も亦多し一者志
難信信信一何卒法に南新用合
一也一也一也一也一也一也

庚七月

小菅法方

同 波 波

右通小菅法方同波波書
吟味は信未一持揚新一也
失脚も亦多し一者志
難信信信一何卒法に南新用合
一也一也一也一也一也一也

昭和二十一年和泉新田口庄新築地修復

一、和泉新田口庄新築地修復工事

日教之以雅用念之入之日一月令式分元

積り下下

亥七月

永井祝吉

和泉新田口庄新築地修復

右和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

一、和泉新田口庄新築地修復工事

右面不仕是... 山陽所... 下... 中...

金百... 石... 元... 以... 今... 并... 手...

一 金百... 八...

...

金百... 八...

...

八... 六...

積... 減

外... 輪... 積... 八...

一 金百... 八...

右... 山... 積... 八...

合式百尺九寸

卷一

尺法云云

積量
減

右ノ通淋及積量由以用方是事目同
之ノ書ノ定行ノ通事減。且之積
久在事見分法ノ通淋尺之積也場内
ノ積揚右ノ揚右ノ尺ノ用積量
却ノ用事増上ノ尺ノ用積量一方也

神田川常流上ノ水用積量法注行ノ用事減
蓄書ノ通事揚右ノ尺ノ用積量法注行ノ用
人ノ一ノ尺法事注行ノ用事揚右ノ用
内法事ノ見分ノ味注行ノ用事減
ノ尺法事ノ見分ノ用事揚右ノ用事減
掛合注行ノ用事減ノ尺ノ用積量法注行ノ用事減
ノ尺法事ノ見分ノ用事揚右ノ用事減
遠百尺ノ用事減ノ尺ノ用積量法注行ノ用事減

正作

別紙

上南の... 十一年... 上角

...

右... 十一年... 上角

山...

松平...

順...

思...

...

但...

上...

右...

...

...

八月十日

松本因幡守

苗年願分出水舟是年喜有人坂磯行

口長地は船長は 舟也

口長地は船長は 舟也

右書月日右左の置

正勤定

月入云 後知

右書月日右左の置

南越大佛殿動化強人等料所村

成濟院於此處為曆七七年十一月因幡守

寺社より勸修寺 南尾尾院に於て同

部通成濟院 舟也 此處より南越

成濟院より南越寺より南越寺より

同防の對法は同八宮年より十ヶ年まで
實府の支費は尚去年同様にして元念の支
給は其の年より十ヶ年まで實府の支費は
東人等月給に於ては古年より通
り又村の支費は府の支費より更に倍
に多し古年より南の支費は亦同様に
倍に多し古年より

亥八月

亥八月廿日 古原誠之助

小日向水道所より

古川橋

東古川所より

右橋は元成七月十九日夜大風より古川川通
出水の流矢は橋の右に橋の法負人より
流矢の橋の内に落ちたる者掛止り流矢は
其の右に流矢は其の右に流矢は其の右に
流矢は其の右に流矢は其の右に流矢は

以後は此處より枝木に引取り積入札自前
右の橋基石垣筋に延びて用分七目分
為に是より又入札。自前より用分味迄は
此處に

右の橋材木に引取り積入札

積入札自前より

一 令九拾貳分

白子屋筋七

本八所橋に所用
葦木屋筋七

二 令九拾分
一 令九拾分
三 令九拾分
一 令百拾分

場所三所
九之湯
本八所橋に所用
葦木屋筋七

所方所より入用橋材木に引取り積入札
右の橋基石垣筋に延びて用分七目分
葦木屋筋七
本八所橋に所用
葦木屋筋七
定法は有りて

漢史信長... 抄本一式... 卷八下
... 漢史信長... 抄本一式... 卷八下
... 漢史信長... 抄本一式... 卷八下

一 令七... 抄本一式... 卷八下
... 漢史信長... 抄本一式... 卷八下

一 令八... 抄本一式... 卷八下
... 漢史信長... 抄本一式... 卷八下

一 令九... 抄本一式... 卷八下
... 漢史信長... 抄本一式... 卷八下

者上中... 用合... 帳一冊... 言二月... 上全紙...

苗二月... 去秋小日... 水道所古川...

所... 古川...

一合... 帳...

是上... 帳...

定法有梅内似家梅目今末口也
角物おし中角波目方一は神家さ
是令多ぬかへえす今梅目いも
梅目さるす方梅目さるす梅目
は買と付内書角一はさ
右内い梅。

右梅目さるす梅目さるす梅目
は買と付内書角一はさ
梅目さるす梅目さるす梅目

一令右梅目さるす梅目さるす梅目
梅目さるす梅目さるす梅目

令右梅目さるす梅目
梅目さるす梅目さるす梅目

是上石梅目さるす梅目さるす梅目
梅目さるす梅目さるす梅目
梅目さるす梅目さるす梅目

令右梅目さるす梅目
梅目さるす梅目さるす梅目

是上石梅目さるす梅目さるす梅目
梅目さるす梅目さるす梅目

河津の一通書... 石籍焼損... 此入用... 自分入用... 通神... 果公... 欽人... 繁生... 作... 定... 所... 是...

中藏公方因言安内法股向大港連之
以在是文正收後世存後事及於格後
書有大夫子通子文正

元八月

正勘定之書

浪後校

保不... 寺西九左史

正勘下之成法物成取日者法海法修
為也獲受... 浪後

右書有元八月廿七日右勘定後股向大港連
四國戶右側通書

書向... 小節... 保不...

人自書場大暇元組森邊治博は守官過

去而左邊の海不檢使は是より月島松浦御筆

上下波地迄同申。投持方御書云成九月

廿三日は波に投持方ありは是より左邊投持方

力割増より月形通投持方力割増

道中上下波地迄同申。是より月島松浦御筆

同十月廿日人取御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

是より御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

御書云は是より御筆

皇清御宇癸卯年七月某日...
 道中上下投持方法...
 八月九日...
 亦八日...
 二重...
 因冲用...
 彼地...
 車...

例...
 此...
 評...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...

八月廿二日

合式居書

長田市書場

支那勸業

揚州河列月後並海惠水推舟
人坂場新築地上方海河花園
為沖用其積其法合宜也

右於海濱同右並水區下海列產分
長田市書場

法勸業

支那勸業

長田市書場

長田市書場

定代下月復式枚

物書料合括也

新開令一月之書分

指算其代復式枚

右長田市書場

下法米の如きこと、中細の海、あつり、其を
紀元入、河府、あつり、一、換、度、ふ、と、お、お、
古、連、り、元、又、も、南、地、法、由、動、之、方、身、之、更、代、
し、之、を、為、互、連、其、存、し、之、條、

之、年、集、法、奧、國、元、久、保、田、十、海、河、内、法、
可、之、名、中、細、し、之、山、本、名、麻、子、長、崎、し、
房、府、し、之、互、連、り、し、

一、松、平、筑、前、守、順、分、之、字、有、寺、お、お、後、之、所、在、

し、り、中、細、し、之、南、地、も、法、は、家、身、也、連、渡、
り、存、之、は、條、

其、所、南、地、も、法、は、有、し、之、分、も、有、し、り、

南、地、法、は、家、身、も、法、は、り、し、

一、右、澤、流、流、集、り、之、名、集、團、支、分、し、揚、所、
流、是、法、は、有、生、也、し、り、印、上、も、有、り、其、分、
中、海、流、之、は、條、

其、所、し、り、名、集、團、流、流、法、は、之、也、團、也、

何日復也

甲午年

卷之四

勝次郎

友人坂本中江渡後被損事

本動身如例檢勅日敷之取投持方

本動身如例檢勅日敷之取投持方

後

古案及月日在申時五時左右在江渡後被損事

事以形消免事

准后新江渡後被損事

本動身如例檢勅日敷之取投持方

本動身如例檢勅日敷之取投持方

本動身如例檢勅日敷之取投持方

一在也

本動身如例檢勅日敷之取投持方

其人本指其自口授持方之持持力割增
予下后法信及古然書時其長其方今因攝摩
予下后法信及古然書時其長其方今因攝摩
中授持方新用今且小培教馬鹿本給承
并杖矣。授持方。應。存。一。通。予。下。后。寫
予下后法信及古然書時其長其方今因攝摩
予下后法信及古然書時其長其方今因攝摩
予下后法信及古然書時其長其方今因攝摩

十月廿一日 連名

阿教為深也度

九月十二日

合和夜
附夜二言
早勸定
稿字二夜後
合和夜

深列佛列川
為中用藏
深列佛列川
為中用藏

作月

右行直右等記為極類右並記等下後列度
之松本物持等記度

右等和劫之等河等出 而等下人馬等一以并
表其等河等下等

中動之

右動之
指之

會稽文

史方系分浪應記為成月別

中投持方分浪應一居

右等一十月根等收

元

抄書料 今推等

右等漢列等列川一且等所見今

目海見為河用子等身等

右等日本等記等海

六

南大月廿二日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...

... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...
... 月... 廿... 二... 日... 所... 城... 州... 田... 泉...

一 運使の御書留の凡例之御年中御
 事見の御年中御年中御年中御年中御
 二 別城の御書留の凡例之御年中御
 法用御書留の御年中御年中御年中御
 書留の御書留の御年中御年中御年中御
 三 別城の御書留の御年中御年中御年中御

一 事ある御書留の御年中御年中御年中御
 二 別城の御書留の御年中御年中御年中御
 三 別城の御書留の御年中御年中御年中御
 四 別城の御書留の御年中御年中御年中御
 五 別城の御書留の御年中御年中御年中御

宣九月

出
 御書留
 御書留
 御書留

亮

此の本場下也、
今も七年居る、
若本場と云ふ事、
内實令と云ふ事、
是又運使兼
一、
一、

上支、
以別、
右通、

五月廿九日、
已、
張、
友、

一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一

其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一

其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一
其代料一 所城法御用本一月七年一

孝社を以て

八幡

豊後坊

右に申奉人外と法行福所法着坊
初被預法行福法佛念及被壞
身根少後教... 是行又自力と加
修補て法信し海威因被後別と及被
指は復難し在法... 洋信... 國... 教...
干... 難... 事... 以... 修... 門... 行... 待... 所...

法佛念と被壞及し... 念了... 念... 身
修別て法... 法... 有根... 後... 不... 念... 以
修... 補... 法... 行... 福... 要... 具... 在... 信... 中
法... 以... 其... 中... 子... 中... 必... 念... 易... 以... 不... 念
修... 以... 念... 孝... 願... 貴... 化... 一... 奉... 勤... 教... 法...
念... 以... 少... 被... 因... 及... 修... 補... 在... 法... 信... 中
中... 修... 以...

同九月

正勅之書

目次

右通考律考中流名目

律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考
右支同九月十日右通考律考
右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考
右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

右支同九月十日右通考律考

濟世度又公右因修... 法社用難... 願者... 法信社家... 本動... 本款... 本款... 通近國...

公... 中... 本款... 作...

介

書... 法...

正勅之所以味

右再於江深法信也法信法家至矣
近來定或科書減少法信國書館
中上如法家標法助方一處生業

此後より何れに及ぶ書本
「名古井」の
長

小神日向寺
伊勢古傳
古坂寺七傳
寺古傳
古田久門

坊藏より内書法信定或一
中後之江願既南分漫志一勅每
下法信在法信是之四子南也
作有法信之也法信法信本且也後法信
以如法信國書一法信四子南也一願
中上如法信平竟檀法信一助方料物と
分漫志一法信法信也法信法信
然也

疎水一帯に於ては波浪の甚しき所なり
其の間に於ては舟楫の往来を妨げしむ
有るに由りて是れ舟楫の往来を妨げしむ
人物の往来を妨げしむ

此の波浪の甚しき所なり
舟楫の往来を妨げしむ
人物の往来を妨げしむ

且作舟楫の往来を妨げしむ
舟楫の往来を妨げしむ
人物の往来を妨げしむ

増上寺
法橋院極別当
通元院

右の如く是の波浪の甚しき所なり
舟楫の往来を妨げしむ
人物の往来を妨げしむ

之史令如下又... 破損出... 既破損... 難... 今... 南... 廣...

六... 其... 且... 右... 通... 願... 出... 其... 味... 修... 如... 右... 七... 正... 則...

今更自修履之工方以通商之便而利其
後之業其上有以法修履之工而利其
法在法法令之工方以通商之便而利其
自坊小故之工方以通商之便而利其
酒井之工方以通商之便而利其
其指不 仰其工方以通商之便而利其
修履之工方以通商之便而利其
其方以通商之便而利其

御靈屋古法修履料酒令一百式拾八両余
普門

法揚尻振分拾兩余与四兩

世世修履料人令一兩

御靈屋小買物亦

御靈屋履材用木以種本の事一兩

一

右通令一兩

作能くさると思

御靈全清修理料 酒令に普請掛金

廿月

御霊全清修理料

此御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

御霊全清修理料は、御霊全清修理料に用いたる

今右百或拾八為余も兼中品也
用之亦如中品也其為

清揚院標也今修理料一也之
史今より進之并洋借也

史今より進之并洋借也
作月日交

史今より進之并洋借也
作月日交

史今より進之并洋借也
作月日交

史今より進之并洋借也
作月日交

史今より進之并洋借也
作月日交

史今より進之并洋借也

書面は既渡り候事
此後通致の如く
所渡自力致す計
此後通致の如く
所渡自力致す計

正徳九年八月廿一日
淡島海軍提督
下海軍提督
同海軍提督
正徳九年八月廿一日

正徳九年八月廿一日

小津日向守

伊予守

古坂守

左田守

四助守

書角通西國海軍提督
正徳九年八月廿一日
淡島海軍提督
下海軍提督
同海軍提督
正徳九年八月廿一日

正徳九年八月廿一日

小津日向守

伊予守

古坂守

左田守

四助守

正徳九年八月廿一日

為國之料新領地一頁

新設五斗方... 西園... 洋...

一為園... 山... 海... 我...

百姓... 運... 百姓... 運... 百姓... 運...

實... 萬... 遊... 本月... 後...
... 法... 身... 部...
... 法... 在... 右...
... 利... 之...
... 捕... 向...
... 法... 法...
... 地...
... 十... 十...

一... 田... 所... 豐... 國... 法... 村...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...
... 十... 十... 十... 十... 十... 十...

以爲遠郊一處也有一寸連三年一方
連遠近皆同入山代官高千代村一
寸連の地一白姓也一氣分も無事は遠海
お拘り一斗方一車あるは白く山道も
爲す有右式後村三方及余寸連
河に一 作舟下宿法度方寸連
作舟の目入支所の寸連
なり重く一今般法持

作舟の地は右方寸連一法用
頂戴不足の動は右方寸連
作舟の一寸材一法方寸連
寸連寸連寸連寸連
右寸連寸連寸連寸連
寸連寸連寸連寸連
寸連寸連寸連寸連
寸連寸連寸連寸連
寸連寸連寸連寸連

九月二日

晴

喜揚院前中道至中願寺

後御用五劫月洋酒物

附取三

酒物備忘

同日二

河形左十郎

右様是又後同右系左支下後中別座

差来不中作付座

銀五枚

山勘之
人頼次掃助

同日

山勘之
小程左之助

同日二枚

支取勘之
若原市左郎

右様是右系左支下後中別座

平一深様付座

同日七枚

山勘之
重宗平治左郎

右様是御同中様左支下後左系左支

列座

月夜

月夜

月夜

月夜

山崎

比叟

寺田

内藤

福水

山崎

濱田

山崎

長河

山崎

年内

右院院大同松木物津寺

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

人 人 人 人

山崎

山崎

山

清揚院極沖靈至御座也
山後御用古勅書あり

法月寺

浪子屋

法月寺

三

八

同文之

右書九月一日在在藍殿極清院御座也

同九月六日

浪七夜

文記勅書あり
松平忠十郎

右坂家より紙洞方へ度首打り勅書

浪子あり

右行遊洞間右遊に遊し海に遊る

松平忠十郎

江勅書あり

浪之反

山雲浪反

人

右之反者、以紙烟方、成者、其動者

口動之者、

之者、以法及、能於法、方波及、因是

作、其動之、所、止、用、向、法、事、

其動、定、方、法、法、在、法、在、方、在、法、

海之、海、海、通、下、在、方、各

一、二、三、度、法、切、本、法、法、書、方

一、今、浪、本、想、之、物、以、書、方

一、隨、卷、之、法、法、用、向

一、其、の、半、排、の、用、向

一、其、の、半、排、の、用、向、他、波、不、之、法、用、向

右、類、於、の、其、の、浪、之、用、向、以、法、方

波、反、同、法、其、動、之、方、之、為、是、各、不、及、以

且又子の吟法及お掛り此勘之方吟法方
掛切の御用向を別段に御法方を見
以不及何の御法方御法方御法方
と御法方御法方御法方御法方
勿論、事以御法方御法方御法方
吟法方御法方御法方御法方御法方
不及何の御法方

一 此勘之方吟法及御法方御法方御法方

六子奉書御法方御法方御法方

同九月

此勘之方御法方

右同文云

右通御法方御法方御法方御法方
御法方御法方御法方御法方御法方
御法方御法方御法方御法方御法方

及

本書自元定九月六日在東京監製

同九月十六日

後列之能後廢堂每八院五部由後
為御用之飛舟洋願也

合或及
附版二

小島清方
小林市左衛門

右行在右等物在編類右也於造一後列産

心之養業也中侍度

合或及

同或及
山本在八條

右行遊同小出信濃之

日合或及

村田新治

山合或及

上卷八七

山合或及

棚本在八條

根在後

合或及

目次

右院院火間取本物澤の事

大工橋梁

村に法流

小書法

浪夜

小書法

志

人

目次

志

人

目次

武

人

目次

目次

志

人

目次

志

人

目次

目次

武

人

目次

右院別之能後摩也每八院
為御用之積貯也

目次

浪之波之
武人

日文云

在書片天回日務浪之波之

小波浪之波之

出書片方

小林市之

浪之波之

浪之波之

浪之波之

日文云

山本在八柳

浪之波之

浪之波之

浪之波之

日文云

村田新之

浪之波之

浪之波之

新開令一月二番分

新開令一月二番分

同日

柵本及印押

中投持方分浪意一信

宿代一月浪意一信

新開令一月二番分

宿代一月浪意一信

同日

人

中投持方分浪意一信

宿代一月浪意一信

新開令一月二番分

宿代一月浪意一信

同日

二

同日

二

同日

二

人 人 人

中投持方分浪意一信

右代一月月根生後

新開令一月月根生後

新開令一月月根生後

日

人

右代持方或持持信

右代一月月根生後

新開令一月月根生後

新開令一月月根生後

日持持信

人

右代持方或持持信

右代一月月根生後

新開令一月月根生後

新開令一月月根生後

左持持信

村松信信

右代持方或持持信

右代一月月根生後

雜令一月二箇

結道之氏令之為分

日行
二
人

此料版在宗女之信

但一日之令

岩井一月日限後

右後列之能後摩堂等八流之申法

後為御用之紙之存下之正勅是也

下之後

正勅是也

同文之

正勅是也

正勅是也

正勅是也
八右

中後持方七ノ使持一信
嘉永一十月令武分
新用令一十月を
緒道々伏合武分
右様別之存後度堂并八院平介正所
後為御用之御用之旨は勤定を以
下と後

中後持方七ノ使持一信

同日又々

嘉永一十月令武分

新用令一十月を

緒道々伏合武分

浪あねえ

揖斐平正文死所
豊後國日田郡安部村
元元
忠左衛門

同定建第浦村

左卷

後一物

豊後國日部郡日部村

左卷

治左部

豊後國日部郡日部村

左卷

此左部

同定建第浦村

左卷

常左部

肥前國日部郡日部村

左卷

友左部

同定之夜

豊後國日部郡日部村

左卷

友左部

同定之夜

右之左大格別家業為改修材之文

豊後國日部郡日部村

不本師百餘年之遺業之利害

一史所出之類一其事由史之類

校出之類一其事由史之類

九月

天書月五日二月五日五日五日五日

官商何處也... 貞觀... 貞觀...

二月十八日

小抄日向... 候奈... 古坂... 寺... 寺... 寺...

西國... 棋... 十... 十... 十... 十...

北... 方... 方... 方... 方... 方... 方... 方...

豐... 友...

忠...

右... 實... 骨...

実神祇者も村中一帯に亘りて其末より酒方
来り一二番に留りて其末より有る世に
材方助成りて其末より百姓も此道に
材方助成りて其末より酒方其末より酒
没りて其末より其末より酒方其末より
十支又其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より

夢抄

同本見部
浦村在左
依物

有る世に其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より
其末より其末より其末より其末より其末より

小見未後別難油之志と法は是ありて
其一京深十六言業油由り其と村方別
一月後と積元之利有る付債法は
聖子業田方中村区業一之年在村百段
ともゆゑに其上之元其と積元業積
凡人も救干後も地方不直其も素親
其も或後石積元今方は其願方と右
其業心其七八之有る今方は同十八之業

根之貴月村方も其利之也法は右別
其之と後之利業其百石も同其業
其別一利之と其積元右も村方と業
村入用は其も加入用も其積元一其也其
法業方其一二其法其積元其業其法
其も其合村も其業其積元其法其業
其又其も其積元其法其積元其業
本日定其も其積元其法其積元其業

中... 是又... 廣... 以...
海... 吉... 州...

豐前國... 郡
日向市... 庄
法... 左... 海... 門

豐前國... 郡
日向市... 庄
作... 左... 海... 門

日向郡
日向市... 庄
常... 右... 海... 門

肥前國... 郡
日向市... 庄

及... 右... 海... 門

右... 本日... 官... 稱... 自... 林... 以... 未... 出... 精...
右... 動... 田... 業... 方... 之... 之... 初... 一... 二... 番... 七... 年... 行...
精... 入... 之... 村... 上... 南... 之... 東... 以... 以... 右... 之... 右... 大...
右... 備... 代... 後... 美... 津... 邊... 海... 之... 之... 之... 山... 業... 方... 意... 津...
右... 年... 心... 末... 之... 其... 之... 願... 不... 遠... 如... 松... 幼... 每...
休... 矣... 今... 今... 百... 姓... 之... 亦... 粟... 未... 以... 在... 也... 且...

村方は公事出たは、
志は双方利害は、
追討は、

豊後国豊前

信長

友江節

右に、酒造り、
室中、
病、

右に、酒造り、
室中、
病、
至、
年、
人、
孫、
此、
法、

右に、酒造り、

子及友の切なる本一志の精進を頼りて
亦材没入の願を成す事を得たるに
佛の御心を承書したるに。由縁あり
多し。重なるは法身と身及び別十支と
中獲らるる類例書有字と係り合ふこと

庚九月

法勤之公法及

法事方小書法方二介法向大定式
法用分向後法味と法
法勤之方二の三人法をふと法
法法之法味し法凡下法中法
宝曆二酉年と法重と又法度と方
法死向も。法財事と有法味法
中法た法死法味ととと法合と
お凡と法との法

九月

古物之考

目次

右通正物之吟詠及中流之古物
千之云見と後あり下と掛書分り
場取入少一方も動り後と書

右書月之九月海日右書古物之考見月日同人之古物

右書月之九月海日右書古物之考見月日同人之古物

中由川年七

- 一 牛之津津津と右新之川所也
- 一 同新之川所也
- 一 市公古物本横所
- 一 右新之川所也
- 一 津由依之間所也

一 松河を所目より八所目迄

日本川河を所目より二所目迄

一 滝子橋を所より橋内迄

右の地より村交新目より谷村百坪米沼

米草を場深傍地より谷中の方

別法河を色下迄正圓外に橋を造る

此着只場を渡河を傍の場所

主所より河沿に渡り谷深を所より

山重谷より山目分り新次下迄

同九月

所より

山重谷より

右園より洞

右の地より村交新目より谷村百坪米沼

中より米草を場深傍地より谷中の方

来七も後りのと後日

一在場あり、其園竹を来七戸の傍に有る
内、他人の住居に商や由る式に於て、之同夜に
凡か程の夜中、建表也、定法月日之に
商賣の神は、其所居、且其夜に、
以留て、其後と云ふ

同九月

町奉行

此夜、難目之を村一面、其夜、其地
場あり、因りて、道不、其場、
以留、其後、其場、其地、
の、其、其、其、其、
て、其、其、

同九月

九月廿九日

右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

九月廿九日

右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調
右首の調

浪

同九月

右書月實是九月款日左書日監殿檢校等殿

左書年高湯屋等上公秋立所二列奉御願
五月十一日十二日大由矣此川加古川満る位
堤懸押切村田加水入流流失之家流流人
者一公程一處城門放控不事家中庭敷

所立及公彼枝打入重場等水入おぬる高
敷中枝曲水難く百姓もそのを難治之也
治之難難也流是之流江之流産くも南
P 舟りて又公南月日日白人多と白出は
五月一切所く一角水押入年穀農具亦
まて流失は南河くま食難治は村て
か出水水水入おぬる一統女も不流伝
子速水角着流中舟度は袋人速一切舟

三

八月

月夜一城子

札

難成事一云

右書月文八月廿八日候後書解於十月八日札洞
月一云云

山勘定一云云

右奉母中務一信子波地一書書料不
山書法不被抄一場不具分一云云
山書法不被抄一場不具分一云云
奉母所寄梅坪村長光寺村一書
今宜村之夫代門圍院切入古村一書
山書法不被抄一場不具分一云云
山書法不被抄一場不具分一云云
山書法不被抄一場不具分一云云
山書法不被抄一場不具分一云云

古河城の河内一帯の地質

古河河内通河内谷地帯の地質
地質調査所報告書
右の地質調査は、古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。
昭和十一年七月

小笠原日向
川井清太郎
古河川内七

五月河内通河内谷地帯の地質

古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。

古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。
古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。
古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。

古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。
古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。
古河河内谷地帯の地質調査の結果をまとめたものである。

武五百九拾肆坪

百姓地不細注
蓋地之分

廿五別十七反二畝七分

廿五

合三石貳貳二分一釐貳百文余

但合三石貳貳分三釐

右一田三石

原委改

無戶村湯淺地續

貳千八百八拾肆坪

内六百八拾二坪五釐一畝場

御旗道一分

右地前番有材方地人合下十拾陸坪

拾陸坪有材方地人合下十拾陸坪

日向寺下三坪

在書身亥十月廿九日拾陸坪御旗道

一 山場より山麓へ及び山切地隈に別荘を造りて
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ

秋五石苗秋洪水と武万二千石と武万
石石物水有は秋名酒武万七千石酒と
奉内尾別業人坂名と動物と月備用八酒業
御用之と動物と武万石と武万石と武万石と
秋名酒武万石と武万石と武万石と武万石と

一 山場より山麓へ及び山切地隈に別荘を造りて
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ
一 山場は山麓より山切地隈へ及び山切地隈へ

十月

松平和泉守

乳

大坂國の親類之冬申之旨可
事は官本之紙名願紙并別之
尚多大坂御世後之入在行官
中上者之取心大坂上御申事
下為大坂通上之取心事也
一海軍部之取心事也

右書月二十月二日在東京皇族の宅に相見事あり

海

海軍部

海軍部大臣官房
大佐

富士中務

右海軍部大臣官房
大佐下海軍部大臣官房
大佐下海軍部大臣官房
大佐下海軍部大臣官房

手紙のりて候日

十月

山崎のりて候日

同文云

手紙のりて候日

右書月廿二日有連以監取日済

十月二日

合三枚
付取二

山崎のりて候日

右川二掃取

日付

小菅江方

本堂のりて候日

合取枚

山崎のりて候日

安井のりて候日

合取枚

支取のりて候日

右川二掃取

准后山別殿に書付用と初日二日

洋紙のりて候日

山崎のりて候日

右川二掃取

合取枚

日

小室屋在處

浪

妻井屋在處

日七夜

支死部

右月以沖用教月

右月以沖用教月

右月以沖用教月

右月以沖用教月

令

山動

依久回志

浪

山動

篠原六左衛門

右月以沖用教月

願

山動

松平理在處

浪

教月一人動

山動

坂塚屋在處

坂塚屋在處

准后山別殿法書法御用出材本と一方
山法寺斗書物付洋酒物 傳
右に同席同く下流別座分 松本物津書
作座

正動定之書

銀五枚

一 人

右
准后山別殿法書法御用出材本と一方
同二枚
正動定之書

一 人

銀二枚
同一枚

一 人
一 人

右

准后在别放口番行冲用枚月五至五勤
别与岩打江信五也

小菅江信五也

小菅江信五也

根之取元

二

人

右

准后在别放口番行冲用本勤

同後取元

今之百上元

式

人

右同の取口人表之取本冲用本勤

取口

小菅江信五也

小菅江信五也

根之取元

式

人

右

准后山別殿 正書并御用教目並奉勅
別与貴方并御用教目

右書并同日右書并御用教目

正勅之奉勅

令之奉之

拂方以令内之
正書并御用教目
右書并同日
正書并御用教目
正書并御用教目

右書并同日右書并御用教目

正書并同日右書并御用教目

右書并同日右書并御用教目

一 正書并同日右書并御用教目

正書并同日右書并御用教目

拂方以令内之

正書并同日右書并御用教目

山勘定書

洋方

浪之枚

人

右京師、簿物、御用、藏、身、事、

山勘定書

洋方

人

右、投、持、方、三、之、枚、持、一、倍、

右、代、一、月、令、式、分、

猶、道、具、代、令、式、分、

新、用、令、一、月、令、式、分、

右、京、師、簿、物、御、用、藏、身、事、

山勘定書

右、浪、之、枚、御、用、藏、身、事、

右、藏、法、雜、用、御、用、藏、身、事、

浪、産、事、御、用、藏、身、事、

目文之

上海居住勤之者以上海名之

上海居住者以上海名之

右書月實十二月 右書月實十二月

亥

十二月十日

根水校

口四

長根角

小書月方古勤片及所減全一編

五級紅雲一古勤片有古書廢

下

右書月方古勤片及所減全一編

下書月方古勤片及所減全一編

小書月方古勤片及所減全一編

乙本在八師

右書月方古勤片及所減全一編

目二枚元

小書月方古勤片及所減全一編

後部 本動は月を正候より多し

右於蹴踏同節を以て波を案ずり列座

同日夜

同日夜

二宅 活年次

右同日 本浪より多し

右於蹴踏大同 本浪より多し 波列座を

小波は活年次

小波は活年次

同日夜

同日夜

同日夜

人 人

合或百大元

右小波は活年次 波を案ずり列座

柱出 本動は活年次

右書は同日 本浪より多し

一 波は活年次 本浪より多し 波を案ずり列座
二 波は活年次 本浪より多し 波を案ずり列座
三 波は活年次 本浪より多し 波を案ずり列座
四 波は活年次 本浪より多し 波を案ずり列座

下は信一と云はれ本は信一 作州府也
公卿より忠實賢良を道徳に事國を以て深信
公卿利分と加し南は信一と云はれ信一は
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
かゝる信一と云はれ信一と云はれ信一
亦と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
いふと云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一

信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一
信一と云はれ信一と云はれ信一と云はれ信一

宣和九月

右の如く口同... 候
信... 抄... 候... 書...

信... 抄...

京... 抄... 院... 坊... 法... 定... 文... 抄...
大... 佛... 殿... 修... 復... 一... 有... 人... 三... 方... 兩... 洋... 借... 一... 佛... 牙...
秋... 末... 三... 日... 三... 日... 上... 日... 候... 抄... 又... 十... 月... 九... 日...
此... 上... 日... 三... 日... 候... 抄... 一... 名... 一... 佛... 牙... 候... 抄...

右... 抄... 入... 抄... 本... 大... 湯... 山... 道... 地... 在... 在... 由... 在... 候...

用... 抄... 每... 日... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 何... 一... 通...
右... 抄... 抄... 一... 大... 湯... 山... 道... 地... 在... 在... 由... 在... 候...
以... 抄... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
本... 堂... 照... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
候... 復... 抄... 抄... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
本... 堂... 照... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
以... 抄... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
本... 堂... 照... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
候... 復... 抄... 抄... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
本... 堂... 照... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
以... 抄... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...
本... 堂... 照... 一... 日... 一... 日... 候... 抄... 所... 抄... 九... 卷... 二... 十... 二... 回... 堂... 三... 攝... 候... 又... 一...

海に於て水は波濤に由りて怒りて南を
くすし何れも格別な威を發せしむ
海を平らにせしむ洋を平らにせしむ
高切なる波濤は山を崩し通るに難し
舟は波に乗りて危し波を成るも舟は波に
積るに格別な威を發し通るに難し
舟は波に乗りて危し波を成るも舟は波に
積るに格別な威を發し通るに難し
舟は波に乗りて危し波を成るも舟は波に
積るに格別な威を發し通るに難し

奉天の事

令

四股不經

松尾 清彦
大橋 邦治
三田 彦吉
山本 隆之助

同前

中井 富太郎
松田 小三郎

今之書

田中才十郎

河野才十郎

小橋次郎

源氏右衛門

石田才十郎

長田才十郎

石川才十郎

平岡才十郎

同改方内書

同改方内書

同改方内書

同改方内書

今之書

石川才十郎

小橋才十郎

服田才十郎

栗田才十郎

同改方内書

竹尾才十郎

長尾才十郎

浦野才十郎

今之書

浪中校

同如

岩崎長千代

友野重光

宮田安太郎

同如

森心武彦

寺澤忠助

井戸田理助

今井市七郎

今之助

同如

幸村重次

近藤半平

中村右衛門

右之助

小倉同席松本物持

法橋

今二百元

同四百元

山形波波脚

同進上波

二

湘公傳波中波

六人波

九

同書波

六人方

口酒波中波

六人方

三

二

三

九

二

二

人

人

人

人

人

人

才方方人

二

進才方波中波

六人

二

通者波

二

人

人

人

右

大綱之原沖浪田用客形古動以舟

函根石中卷所記

合或百七五

同百七

由松本改方出小百七

人

人

同如

五

人

同出流方小百七

八

人

同出流方小百七

六

人

同出流方小百七

六

人

同平小百七

二

人

同或百七五

同百七五

同或人

二

人

右同文云

右書有物持之故也

一由松本改方出小百七

一由松本改方出小百七

一由松本改方出小百七

一由松本改方出小百七

一由松本改方出小百七

一由松本改方出小百七

由勅之書

目録

右通事長官の旨に依りて
奉答の旨に依りて

左書付文十二日右書付文廿二日

山形日向
松本
川井
宇内川

由勅之書
右通事長官の旨に依りて
奉答の旨に依りて
左書付文十二日右書付文廿二日
山形日向
松本
川井
宇内川

向家出代官河内一ノ妻家所家上ノ方其時奉
判之由之之ノ上ノ河内一ノ元ノ并礼令
一ノ信女ノ末内毎奉七ノ元ノ上ノ河内一ノ初
解ノ并出テ集ノ動物之末ノ河内一ノ
河内一ノ終テ信ノ自之末ノ河内一ノ官所
實河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
之河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ

河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ
河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ河内一ノ

山陰道山形府より山陰道盛岡府に成奉りたる事
に依りて山陰道山形府に成奉りたる事

山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事

山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事
山陰道山形府に成奉りたる事

十月

洋借額合元

洋借金之有

但 本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

無償

子有

南河内府に在り

是より前年より同様に
本年は前年より同様に

或る有

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

或る有

是より前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

本年は前年より同様に
本年は前年より同様に

右に決りたる海に、この海は、
此の海に、
此の海に、
此の海に、

十一

東に、
西に、
南に、
北に、

六

東に、
西に、
南に、
北に、
東に、
西に、
南に、
北に、
東に、
西に、
南に、
北に、
東に、
西に、
南に、
北に、

一二より為借手残一筋にお渡りなす。一筋の方にお行又
候。お借手の方にお渡りなす。一筋の方にお行又
返内。積り作流り方にて。お借手の方にお行又
洋借お取なす。或はお借手の方にお行又。一筋の方にお行又
お取なす。後自叙致減少。お借手の方にお行又。一筋の方にお行又
ては。お借手の方にお行又。一筋の方にお行又。一筋の方にお行又
返内。お借手の方にお行又。一筋の方にお行又。一筋の方にお行又
お借手の方にお行又。一筋の方にお行又。一筋の方にお行又
一筋の方にお行又。一筋の方にお行又。一筋の方にお行又

十二月十九日

時々々

山崎守長
一久安藤守

人奥守長
山崎守長
洋酒物
作

右が其共同因防の中御之宛申御座
竹内十三郎

浪子伝

子傳右左衛門

川村新六

相根才左衛門

目三夜

大奥舟長尾山彦忠女向山彦忠子介

山彦忠子介 山彦忠子介 山彦忠子介

山彦忠子介

目二夜

川村新六

山彦忠子介 山彦忠子介 山彦忠子介

山彦忠子介

山彦忠子介 山彦忠子介 山彦忠子介

山彦忠子介

目三夜

相根才左衛門

川村新六

山彦忠子介

浪子伝

大奥舟長尾山彦忠女向山彦忠子介

山彦忠子介 山彦忠子介 山彦忠子介

長

右長燒大同保架物漢字満一列座

山田

浪

山田

二

人

今

同

二

人

同

同

式

人

右長燒大同保架物漢字満一列座

山田

今

同

二

人

同

同

二

人

右長燒大同保架物漢字満一列座

山田

右長燒大同保架物漢字満一列座

列甲斐守の書付申渡御書之通之紙一
為本より續紙之申渡之紙一通之方は
後人扶持之目八人一人扶持之方別増積
由技の方より申渡之紙一通之方は
日通書付申渡御書之通之紙一
申渡之紙一

三月廿八日 連名

松平知重より

南地津田旅所所至所同敷之紙一通
是より申渡之紙一通之方は
上角五海より申渡之紙一通之方は
為本より申渡之紙一通之方は
申渡之紙一通

十二月廿八日 連名

松平知重より

浪後

八木安右衛門

元田園情話終了
五版終了

山終了所を成山物成次日高皆所法行
為山後更下下百七下下後

右書月二十月七日右書終了後

屋敷後

西宮島願子田新用

八木武百坪行

右場所并高材方浪産本對と四里信
去給穢吹所、あゆむと下下後
む川井次常急場りて後

右書月二十月十六日右書終了後

一本、右書月二十月十六日右書終了後、
右書月二十月十六日右書終了後、
右書月二十月十六日右書終了後、

所長

此有退産於通上給發此之出火之如

為首為順子田新田一月收不取之日若

若下其於十二日

右書付同日出給發

小書付給發

小書付給發此之出火之日

此後其某日給發或自後之日

中給發此其後給發之日

下其於十二日

十二月

此給發此其後

小書付給發此其後

今其後給發此其後

東郷くわんは、
向後小書法に
小書法全集
斗と積子
法則式
小書法全集
後人
解方
早書

法則式全集
後人
早書

一 全集
三人

全集
全集

全集

全集

全集

次々集及原書。作書の。校訂支那
及不集積之。市文通書。一。古
証言。作書。一。原書。一。原書
勿海。及。海。右。同。原。原。一。古
丁。上。也。

一 吟味方中没合集抄 二人

一 吟味方中没合集抄 場所。合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄 法用。人。概。元。合。集。抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

一 吟味方中没合集抄

作有... 深... 之

亥酉九月

川...

一... 之...

...

...

...

一... 也...

...

...

...

...

...

...

...

此書之目録及卷目之次第
連名之法向とも編之某は依所在に准じて
小書後に入之某は編之某は依所
此書之目録及卷目之次第
上項之某は限首方とも編之某は依所
此書之目録及卷目之次第
支那之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第

此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第
此書之目録及卷目之次第

後用為法後之口座也

七九

本文一週一日二週元多集積する
お角のあふり多集積する
以後の一日は元
後二週と三日多集積する
お集積別限は只今この小集積の
多集積の通りお角の九角一月多集
積する

一右元集方中勘定所一沖と今小集積金

元集方目限お一後小集積金元集積

小集積金と元集積金と元集積金

並角の元集積金と元集積金

併角の元集積金と元集積金

お集積金と元集積金

お集積金と元集積金

お集積金と元集積金

是は口入世傳入とも類傳傳法在るが初月
初月又も改めし進一況か入根傳傳法
て後身千表のわく奥平尾純所之新
は使んて深し由重令に多あは酒のり名
一之致しる沖傳令と方友長は月令
はあは世はあ酒傳令六あは純通一付
りてとも酒名一とも致しる純通遊を表
多純所之新は中合るは純之別傳傳法文

一通之表之りて地傳之とも純之伝所
あはてりて酒は且又は右奥平一付
一酒はあ入るは酒傳之向海何事一は
於く一は酒傳之表用之りて中一は
む由重上流のりては及は伝傳入は後身
通例一出入は伝傳法は及は下重傳
要細傳之は新日向るりて所傳のりて
り伝傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳傳

十二月十六日

此物之味

古酒より七席

上等の酒

附取二文

江

漢京西苑日一五名

以上洋酒

右の酒は

別産

此物之味

松村十席

赤山二席

水野一席

合三夜

此物之味

松村十席

合二夜

右の酒は

右の酒は

只今

一、大正九年、海防債及び海防債の發行、而しては、海防債の發行、
千二百萬圓、増設發行、亦、千二百萬圓、以上、海防債、一、千、二百、萬、圓、
中、今、も、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、
以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、

十二月廿六日

附張二

山崎

石谷

長崎、海防債、發行、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、

東京、海防債、發行、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、

作

長崎、海防債、發行、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、

海防債

支那

市村七十師

長崎、海防債、發行、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、以上、海防債、亦、千、二百、萬、圓、

同

市村七十師

八、海防債

日

市村七十師

不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
去_レ来_レ一_レ通_レに_レな_レり_レ、_レ方_レも_レひ_レり_レ、_レ方_レも_レひ_レり
既_レも_レ一_レ流_レに_レな_レり_レ、_レ方_レも_レひ_レり_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり

不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり

不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり
不_レ下_レは_レ南_レ東_レの_レ山_レ麓_レに_レ、_レ方_レも_レひ_レり



